

令和4年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和4年3月11日 金曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年3月11日 9時30分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和4年3月11日 12時04分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	向 出 健		2 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和4年第1回笠置町議会会議録

令和4年3月11日～令和4年3月28日 会期18日間

議 事 日 程 (第1号)

令和4年3月11日 午前9時30分開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第2号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第6号 笠置町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第7号 笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第8号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第10 議案第9号 笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第10号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第11号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第13 議案第12号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第14 議案第13号 過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件
- 第15 議案第14号 笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件
- 第16 議案第15号 J R 笠置駅複合施設指定管理者の指定の件
- 第17 議案第16号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第9号)の件
- 第18 議案第17号 令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第19 議案第18号 令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件
- 第20 議案第19号 令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件
- 第21 議案第20号 令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さんおはようございます。会議に入ります前に申し上げます。

本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から11年を迎えました。この災害により、かけがえのない多くの命が失われました。犠牲となりました全ての方々に対し、衷心より哀悼の意を表すために、これより黙禱をささげたいと思います。御起立願います。

黙禱。

（黙 禱）

議長（大倉 博君） お直りください。

着席ください。

本日、ここに令和4年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます案件については、慎重な御審議をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、議会運営がスムーズに進みますよう、あわせて皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

---

議長（大倉 博君） ただいまから令和4年3月第1回笠置町議会定例会を開催します。

田中議員が病気治療のため本日の会議を途中で退席されますので、あらかじめ御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、議席の指定を行います。

役場庁舎耐震工事完了に伴う議場変更により、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、向出健議員及び2番、松本俊清議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

---

議長（大倉 博君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は、本日から3月28日までの18日間に決定しました。

---

議長（大倉 博君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る2月18日、京都府町村議会議長会第72回定期総会が京都府自治会館で開催されました。

令和2年度決算並びに令和4年度の事業計画及び当初予算3,120万円が全会一致で承認決されています。

府内の町村議会議員で在職11年の方、7名に京都府町村議会議長会表彰が、全国議長会表彰としては、議員歴27年以上の議員1名と、議員歴15年以上の議員6名が表彰されました。

また、私においては令和2年11月に当会の副会長に就任いたしました。今定期総会において役員の変更が行われ、副会長の職を退任いたしましたので御報告いたします。

なお、会長には引き続き宇治田原町議会の谷口議長が、副会長には京丹波町議会の梅原議長が、監事に和束町議会の岡田議長が御就任されましたので申し添えます。

以上、議会報告といたします。

なお、報道関係者の写真撮影を許可していますので、申し添えます。

議会運営上、議会運営につきまして、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日は、令和4年第1回笠置町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、平素より町政運営に関しまして何かと御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和4年2月24日、ロシア軍によるウクライナへの侵攻が開始され、住宅街への

攻撃がなされて、連日、多くの一般市民に死傷者が出ているという報道がなされております。さらには、原子力研究施設や原子力発電所への攻撃により施設に損害が出ているとの報道もあり、核物質の汚染が懸念されている状況でございます。我が国は、人類史上唯一の被爆国であり、さらには11年前の今日、東北大震災によって福島第一原発が損傷を受け、多くの被害をもたらしました。今回のロシア軍によるウクライナ侵攻は、世界の恒久平和と人道に対する重大な侵犯であり、決して許され得るべきことではございません。笠置町としても、この事態を重く受け止め、3月7日、町長、議長連名での抗議声明を発表したところです。

続いて、行政報告を行います。

コロナウイルス感染症は、オミクロン株という感染力の強い変異株の登場によって新たな局面を迎えております。第6波と呼ばれている今回の大流行により、全国で累計患者数が550万人を超え、現在も連日、数万人の新規感染者が報告されている状況です。笠置町においても、本年に入って12名の感染が報告されました。本町では、2月13日と3月6日に実施された集団接種において781名の住民が追加接種を受けられましたが、今後、新たに登場したオミクロン株の系統のBA.2と呼ばれる変異株の感染拡大も懸念されており、住民の皆様には、引き続き、3密回避やマスク着用、手洗いなどの感染予防対策を徹底されますようお願い申し上げます。

また、令和3年で議決をいただいた役場庁舎の耐震補強工事が完了いたしました。先月28日には、いこいの館に置かれていた仮庁舎からの引っ越しも終え、通常業務を行っております。今回の工事では、トイレ改修と同時にバリアフリートイレも設置しており、どなたでも御利用いただけるようになっております。

加えて、本年4月には機構改革を行い、総務財政課内に企画政策室を置き、町の将来像を実現していくための政策に関することや、複数の課にまたがる業務の策定や調整を行って、迅速な業務の遂行を目指すこととしました。また、住民の皆様をはじめとして幅広い関係者の御意見を伺うため、アドバイスを提供していただく組織を立ち上げる予定でございます。

最後になりましたが、本年度も引き続き、住民の皆様が安心して暮らしていけるよう、災害時における町内の事業者様や各種団体、近隣市町村の協力関係をより強固なものとするための政策を進めていきたいと考えております。本議会で御審議いただく内容は、条例及び予算案件が19件でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（大倉 博君） 日程第5、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案は、令和4年第1回臨時議会において、いこいの館運営対策特別委員会に審査を付託しました。付託事件の審査結果について委員長の報告を求めます。坂本委員長。

いこいの館運営対策特別委員長（坂本英人君） それでは、いこいの館運営対策特別委員会の報告をさせていただきます。

委員長報告。

議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきましては、令和4年第1回臨時議会に町長から提出されました。改正の主な内容は、館内の利用料金を定めない部屋の利用時間を午前9時から午後9時としていたものを午前8時半から午後9時までとするものでした。

条例を改正する背景には、役場耐震工事に伴い、社会福祉協議会がいこいの館の空き部屋に仮事務所を置き、業務をされていたことによるもので、エレベーターが設置されていることなど館内のバリアフリー化が調っていることや、デイサービスセンターや包括支援センターとも隣接していることなど、社会福祉協議会を訪問される利用者の利便性や、事務所と関係する団体とより密接した関係が築けられること、現在、別に事務所を構えている訪問介護事業と一体化した運営が望めるなどを考慮して、本庁舎の耐震工事完了後もいこいの館で業務を行いたいとする要望があったため、条例の改正が必要であると説明を受けました。

我々議員は、確かに利便性は高く、その要望は理解するが、現在のいこいの館は温浴及び飲食部門が休止状態であり、管理費として令和3年度は年間1,800万円が投資されていたにもかかわらず、今後の運営について町長は再開することを公言されただけで、その内容やスケジュールなどの詳細は一切明らかにされていないと先行き不透明な中で、いこいの館の運営内容を変更するような条例改正の提案に危機感と不信感を抱き、いこいの館の今後をどう考えているのかを町長に確認する必要があると判断したため委員会付託とし、3月4日に委員会を開催し、審議を行いました。

当日の委員会には全委員7名の出席と、町長、参与、参事兼商工観光課長事務取扱及び担当職員の出席の下、まずは、3月23日の本議会で審議を予定している来年度当初予算のうち、いこいの館に関する予算の概要説明と、いこいの館の営業再開に向けてのこれからの取組について町長から次の4点の説明を受けました。

1点目として、条例に示しているとおおり、いこいの館は、町民の健康促進、町内会社との交流、地元農産物や特産品の普及、観光拠点施設として設置されたものであり、この設置目的について、営業を再開することを目指すこと。

2点目として、営業再開の利点として、住民の健康増進や高齢者の孤立防止が図られること、観光客へのサービス向上とそれによる笠置町の愛好者の増加が見込まれること、物販や事業者の提供により地元農産物及び特産品の販売促進につながり、地元の周辺商店や事業者への波及効果が期待できること。

3点目として、営業を再開するに当たっての課題について、再建費用、集客方法、運営主体の確保を考える必要があるということ。

4点目として、営業再開に向けて様々なシミュレーションを行うこと、来年度においては機構改革を行い、企画政策チームを設けて、いこいの館の再開に向け重点プロジェクトとして位置づけ、検討を直ちに行うことに加え、アドバイザリーボードを設置し検討していただくこと、コンサルタントに加入してもらい、複数のプランを提示することを求め検討すること。そのための予算を6月定例会に計上する予定であること。

以上の説明を受けた後、付託議案について委員から出た質疑と答弁について報告いたします。

まずは、本案の上程について、なぜ改正が必要なのかという質疑がありました。社会福祉協議会から要望があり、包括支援センターとの連携やバリアフリーであることの利便性、訪問介護事業所と共に連携を図る、密にできることが、改めて答弁がありました。

利便性を求めていこいの館に事務所を置かれないのであれば、つむぎてらすでは駄目なのか。住民からそういった声を聞くとの質疑に対しては、つむぎてらすもホールや和室があるが、町内外のサークル活動をされている団体等の貸部屋として位置づけており、利用されている団体も多く、社会福祉協議会に入ってもらうことはなかなか考えられないとの答弁でありました。

また、6月にいこいの館の今後の検討のための予算を計上される予定であるならば、それまでは一度役場庁舎に戻ってもらってはどうかとの意見もありました。

採決の結果、賛成3、反対3、可否同数となり、笠置町議会委員会条例第15条1項に基づき、委員長が決することとなり、委員長は可と判断したため、第2号議案については、委員会では原案可決と決しました。

これで報告を終わります。

議長（大倉 博君） これから委員長報告に対する質疑を行います。なお、質疑は全ての議案に対し3回までですので、申し添えます。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対し起立しない者は反対とみなします。また、賛成者については、議長が結果を発表するまで着席しないでください。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第2号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第6、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件から日程第10、議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件までの5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。議案第5号から第9号、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第6号、笠置町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件、議案第7号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件、議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件、議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和3年8月に発出されました人事院勧告により、特別職及び一般職の期末手当の支給月数が引き下げられる予定でしたが、本年度に関しましては、令和4年6月に支給する期末手当で調整することとなりましたので、それぞれ関係する条例の一部を改正するものでござい

ます。

御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第5号から第9号までの提案理由について説明させていただきます。

今回の全ての議案、5つの議案につきましては、令和3年8月に人事院から、一般職の職員の期末手当について支給月数の引下げが勧告されておりました。11月24日に、引下げは勧告どおり実施するが、令和4年6月の期末手当で減額調整を行うという旨で閣議決定がされております。一部の自治体におきましては、12月の期末手当で既に減額された自治体もございますが、当町は以前から国準拠としておりましたので、国と同様の措置として、令和4年6月支給の期末手当で減額分の調整をすることとなりました。

まず、議案第5号から第7号までの特別職に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

第5号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、第6号、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例、第7号、笠置町参与の設置に関する条例の中で、期末手当の支給率を引き下げております。

第5号、1ページをお願いいたします。

特別職の期末手当につきましては、従来、年間3.35月でございましたが、年間3.25月へ0.1月引き下げるものでございます。この条文につきましては、6月と12月それぞれ、100分の167.5を162.5に改めるものとしております。

附則におきまして、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置といたしまして、167.5の167分の10を乗じて得た額を6月の期末手当から減ずるというものでございます。

第6号の議員の期末手当、第7号、参与の期末手当につきましては、この特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例を準用しておりますので、2つのものにつきましては、附則におきまして、6月の期末手当から減ずる措置を追加したものでございます。

続いて、一般職と会計年度任用職員に係るものでございます。

議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正ですが、こちらにつきましては、年間の期末手当の支給率を年間2.55月から2.4月に0.15月引き下げるものとなっております。再任用職員につきましては、1.45月から1.35月へ0.1月引き下げるも

のとなっております。先ほどの特別職の期末手当と同様、附則におきまして、6月に支給する期末手当から、本来12月に減額すべき額を減額するものとして、附則の2号でうたっております。

第9号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、職員の期末手当に準ずることとしておりますので、特別職と同様、附則の中に特例措置として加えたものでございます。

調整の対象となりますのは、6月の期末手当の支給を受ける者となりますので、3月末までに退職した者等につきましては対象とならないということになります。

施行日といたしましては、公布の日からとしております。

次の6月1日の期末手当の基準日に間に合うように今回提案させていただきました。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第5号の質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、笠置町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第6号、笠置町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第6号、笠置町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第7号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第7号、笠置町参与の設置に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について反対討論を行います。

皆さんも御存じのとおり、消費税など、また介護保険料など負担は全般的に引き上がってきています。こうした中、一方で、就職難であったり、給与が十分に全体として引き上がっ

ていない、景気もすごく好循環している状況ではありません。景気の大きな対策の一つとして、ものやサービスを買う力を引き上げていくというのが大事だと考えます。地方公務員も、ものの、またサービスの購入をする側であります。その原資は、この職員の給与であると思えます。

今、景気対策としても、こうした引下げは行うべきではないのではないのでしょうか。そうした立場から反対を表明いたしまして、討論といたします。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立同数です。以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に採決します。議案第8号については、議長は可決と採決します。したがって、議案第8号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件について反対討論を行います。

先ほどの議案第8号と同等の理由ですけれども、さらに加えて、職員等は基本的にその仕事によってしか収入が得られません。また、町長等と比べまして給料も高い水準にあるとは到底言えない状況にあります。そうした中で引下げを行うことはよろしくないのではないのでしょうか。

以上をもちまして反対理由としまして、討論を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 可否同数です。以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件について採決します。議案第9号については、議長は可決と採決いたします。したがって、議案第9号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第11、議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

国家公務員に係る育児休業等に関する規則が一部改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当町においても、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和と育児休業しやすい職場環境の整備に関する措置に関し改正するもので、施行日は令和4年4月1日からとなります。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、育児休業等に関する国家公務員のほうの規則が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、当町の育児休業に関する条例

の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、第2条におきまして、育児休業をすることができない職員を規定しております。第1号におきまして、地方公務員法の規定によりまして、任期を定めて採用された職員、それから2号におきましては、現行どおり、定年に関する条例に伴う職員でございます。3号におきましては、新たに規定されたものでございまして、非常勤職員、有期雇用の非常勤職員以外の非常勤職員が該当しないということになります。

内容といたしましては、今、非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和され、こちらが、取得できないものをさらに限定されたものでございます。養育する子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了することというものに限定されております。また2号におきましては、勤務条件を考慮して規則で定める非常勤職員となっております。この非常勤職員につきましては、養育する子が1歳に到達する日におきまして育児休業をしている非常勤職員ということになります。

第2条の3以降につきましては、国と同様の条例で定める日を規定しております。この日は、育児休業の終期を規定しているものでございます。1号におきましては、1歳に到達する日、2号におきましては、非常勤職員の配偶者におきまして、その1歳到達日等の規定となっております。

それから、少し飛びまして11ページ、12ページをお願いいたします。

第20条、第21条につきましては、今回新たに規定されるものでございます。妊娠、出産等を申し出た職員に対しまして、個別の周知や意向を確認することなど、勤務環境の整備に関し措置することを規定しております。第20条では、その申出があった場合における措置を規定しております。21条では、勤務環境の整備に関する措置を行う必要がある旨を規定しております。

こちらの施行日につきましては、令和4年4月1日からとなります。

今後、育児休業等に関しましては、また改正等も、国のほうの法律改正によりまして、さらに取得しやすい環境、法整備というものが進められているところでございます。今回につきましては、この2点の改正がございましたので、提案させていただいたということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第10号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(大倉 博君) 日程第12、議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法施行令等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられます。また、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が令和4年2月18日に公布され、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、笠置町国民健康保険条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(大倉 博君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 議案第11号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正の件につきまして御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。

本則中、規定の明確化により、国民健康保険の被保険者に係る所得割額を国民健康保険の

被保険者に係る基礎課税額の所得割額に、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額を国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額に、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額に改めています。こちらが、4ページの第3条、第5条、7ページから9ページの第23条第1項の部分になります。

また、第23条第1項の次に2項を追加し、未就学児1人につき減額される額を定めています。こちらが、9ページ下段から10ページの部分になります。

その他につきましては、規定の整備等でございます。

また、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が令和4年2月18日に公布され、基礎賦課限度額63万円が65万円、後期高齢者支援金等賦課限度額19万円が20万円に改正となります。こちらが、4ページ、第2条第2項及び第3項、6ページ、第23条第1項の部分となっております。

施行日は、いずれも令和4年4月1日です。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について反対討論を行います。

一部均等割の減免、減額が講じられていることについては評価をさせていただきたいと思えます。これ自体は、低所得者の方、未就学児ということですがけれども、等に非常にありがたい政策だというふうには考えております。

しかし一方で、賦課限度額が引上げされるということとセットになっています。限度額を上げるのではなくて、国保全体の財政の在り方等々を見直す中で、上げなくてもいいようにしていただきたいと思いますと考えております。

以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第11号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第13、議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

国民年金法等の一部が改正され、同法附則により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。当町においても、笠置町消防団員等公務災害補償条例について一部改正を行うもので、施行日は令和4年4月1日からとなります。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

今回提出させていただきました議案につきましては、年金制度の機能強化のため、国民年金法の一部が改正されました。日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫が行う貸付け事業のうち、年金保障を受ける権利を公庫に担保にするというものが廃止されるものでございます。当町におきましても、この条例の第3条第2項のただし書きを改正に従いまして削除させていただきます。

また、附則におきまして、令和4年3月31日までに貸付けの申込みがあった場合は、この権利を担保にし貸付けを受けていた場合について、従前の例とすることを経過措置として設けております。現在、当町におきましては事例はありませんが、掲載をしております。

施行日は、令和4年4月1日からとなっております。

以上、説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第12号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第14、議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に適用させるために制定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件について説明いたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきまして、対象の設備投資を設備の新增設から取得等に拡充され、改築、改修、改善も対象となったこと、また、取得価格も大幅に引き下げられたこと、対象事業に情報サービス業が追加されたこと等により、町内で対

象となる事業所があれば固定資産税の課税を免除できるよう、条例の制定を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第13号、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第15、議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画の一部変更の件について提案理由を申し上げます。

議案第13号で御承認いただきました過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例の制定により、笠置町過疎地域持続的発展計画に、特例に関する措置を規定するため、変更を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件につきまして御説明させていただきます。

先ほど議案第13号におきまして、過疎地域における笠置町税条例の特例に関する条例を

御審議いただきました。この制定に伴いまして、9月に本計画のほうを御承認いただきました計画の内容に一部追加するものでございます。

1ページのほうでお願いいたします。

第3といたしまして、産業振興という項目がございます。その第2項の次に次の1項を加えるというものでございます。3項、産業振興促進事項といたしまして、1号で、産業振興促進区域及び振興すべき業種、促進の区域といたしましては、笠置町全域、業種といたしましては、先ほどの特例条例と同様、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業としております。計画の期間は、令和4年4月1日から、計画期間の終了日であります令和8年3月31日までとしております。

当該業種の振興を促進するために行う事業の内容といたしましては、さきの計画のとおりとしております。また、産業振興促進のため周辺市町村との連携を図るというものを規定しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第14号、笠置町過疎地域持続的発展計画一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第16、議案第15号、JR笠置駅複合施設指定管理者の指定の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。議案第15号、JR笠置駅複合施設指定管理者の指定の件

について提案理由を申し上げます。

J R 笠置駅複合施設については、平成 29 年 4 月から指定管理を行っておりますが、令和 4 年 3 月 31 日で指定期間が満了となるため、指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者となる団体は笠置まちづくり株式会社で、指定の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第 15 号、J R 笠置駅複合施設指定管理者の指定の件について説明させていただきます。

先ほど町長からの説明のとおり、J R 笠置駅複合施設につきましては、令和 3 年度末におきまして 5 年間の指定期間が満了となります。2 月に募集を行い選定した結果、次のとおり指定することといたしたいので、議会に提出させていただきました。

記といたしまして、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称は J R 笠置駅複合施設、位置は京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃 4 4 番地です。指定管理者となる団体の名称及び住所ですが、笠置まちづくり株式会社で、住所は同じく大字笠置小字佃 4 6 番地となるものでございます。指定の期間といたしましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 15 号、J R 笠置駅複合施設指定管理者の指定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 15 号、J R 笠置駅複合施設指定管理者の指定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号、J R 笠置駅複合施設指定管

理者の指定の件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時50分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（大倉 博君） 日程第17、議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ3,596万8,000円を減額し、総額を15億1,365万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では第二庁舎空調機器更新で183万2,000円を、土木費では急傾斜地崩壊対策事業負担金として200万円を計上し、また、各費目における事業費の確定による減額等を行っております。

歳入につきましては、国庫支出金や府支出金の交付額確定等による減額となりますが、地方交付税、普通交付税の交付額確定による増額により、地方交付税、諸収入の増額に財政調整基金からの繰入金を減額しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）につきまして説明させていただきます。私のほうからは、歳入と議会関係の経費、それから総務財政課、商工観光課の所管の予算につきまして説明させていただきます。

まず、4ページのほうの第2表をお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。本年度から令和4年度に繰り越す経費といたしまして、11件、合計で7,257万円の繰越しを予定しておりますことを報告させていただきます。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

9ページ上段から1款町税、1項町民税につきましては、個人住民税、法人税とを合わせまして365万2,000円を増額としております。みなし申告等による増額等となっております。

2項固定資産税につきましては、滞納といたしまして673万円を増額しております。こちらは、令和2年度、コロナの特例といたしまして納期の延長があった分、今年度、滞納として納税があったものでございます。

3項軽自動車税につきましては、環境性能割といたしまして17万2,000円を増額し、合計で21万6,000円を増額となっております。

12款地方交付税につきましては、1億5,013万8,000円となっております。普通交付税の交付額確定によりまして増額となったものでございます。

13款分担金及び負担金、減額の71万5,000円となっております。児童福祉費負担金といたしましては、保育所の非課税世帯等によりまして32万5,000円の減額、学童保育の負担金といたしましては、人数の減等によりまして39万の減額となっております。国庫支出金につきましては、負担金、補助金ともに、交付額の確定によりまして増減をしておるものでございます。

16款府支出金、1項府負担金、2項府補助金につきましても、交付額の決定によりまして増減の調整をしたものでございます。

11ページ、2段目の19款繰入金でございます。基金繰入金といたしまして1億9,882万7,000円を減額しております。交付税の交付額等によりまして、財政調整基金の繰入金を全額減額としております。また、ふるさと基金繰入金につきましては、いこいの館の事業費として充当しておりましたが、精査によりまして119万6,000円を減額するものでございます。

21款諸収入でございます。雑入といたしまして267万8,000円を計上しております。住宅新築資金管理組合等の市町村収支残金の返還がございましたので、計上したものでございます。

22款町債は、土木債と教育債で合計290万円を計上しております。土木債につきましては、急傾斜地対策への負担金といたしまして、緊急自然災害防止対策事業債で200万円、教育債は、笠置中学校の排水工事に充てることといたしまして過疎対策事業債を90万計上しております。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

まず、議会事務局関係の経費として説明させていただきます。

1 款議会費といたしましては、職員人件費、議会運営費等となっております。

すみません、先に説明させていただくべきでしたが、各費目に職員人件費の増減として計上しておりますものは最終の調整をしたものでございますので、各費目での説明は省略させていただきます。御了承ください。

戻りまして、議会費、議会運営費でございます。経常費として上げております議会運営費につきましては、議員1名の欠員によりまして、報酬、職員手当等を減額したものでございます。また、臨時の議会運営費で10万1,000円を減額しておりますものは、いこいの館の中の仮議場といたしまして、マイク設備の使用としておりましたが、不用となった分の減額となっております。

議会事務局といたしましては以上となります。

続きまして、総務財政課所管のものを説明させていただきます。

12 ページ下段をお願いいたします。

まず自治振興対策事業ですが、こちらは各区の事業に対して交付する補助金でございますが、事業費の申請等によりまして22万円を増額したものでございます。

電算システムの管理事業といたしまして103万9,000円計上しております。こちらは、ファイルサーバーの更新、また、笠置会館へのネットワークの整備等を行う分でございます。

続いて、13 ページをお願いいたします。

広域行政事業といたしまして、笠置中学校の負担金を減額で計上しております。令和2年度の負担金の精算といたしまして、減額の189万8,000円です。これによりまして、令和2年度の負担額といたしましては110万2,000円となったものでございます。また、臨時の負担金といたしましては95万3,000円計上しておりますが、歳入のほうでもありました中学校のグラウンド排水工事に伴う負担金となっております。

続きまして、3目財政管理でございます。委託料といたしまして、119万2,000円を減額しております。固定資産台帳、公会計等の事業支援に伴う入札減によりまして減額したものでございます。

4目会計管理費といたしましては、負担金として68万円を減額しております。指定金融機関への負担金の支払いということでしたけれども、仮庁舎のほうに移転している期間、業

務の形態が変わったことから負担金の減額としたものでございます。

5目財産管理費、庁舎管理事業といたしまして、工事請負費で183万2,000円を計上しております。第二庁舎の空調設備等の不良によりまして、窓口等、住民の方が多数来られるところでもございますので早期に改修したいと思い、今回の補正予算に計上させていただきました。

続きまして、14ページ、8目防災諸費でございます。木造住宅の耐震改修事業といたしまして、175万2,000円減額しております。本年度につきましては、改修診断、改修工事等、申請がなかったもので、全額減額したものでございます。

最後、21ページのほうをお願いいたします。

8款消防費でございます。常備消防費といたしまして、負担金で432万7,000円ですが、相楽中部消防組合への負担金の額の確定がありましたので、減額したものでございます。非常備消防につきましては、報酬、報償費等、出動がなかった分を減額させていただいております。

総務財政課は以上となります。

続いて、商工観光課所管のものについて説明させていただきます。

ページ戻っていただきまして14ページをお願いいたします。

14ページ、企画費でございます。笠置いこいの館管理運営事業といたしまして、197万6,000円を減額しております。需用費につきましては、令和3年度の光熱水費等の需用費等に係るもの見込みの額が出ておりますので、減額したものでございます。委託料につきましては、7万3,000円の減額となっておりますが、内訳といたしましては、昇降機の点検業務、吸収冷温水機の保守点検業務につきまして、139万3,000円減額となっております。いこいの館の訴訟に伴いまして反訴がありました。これに伴いまして弁護士費用が132万円増加するところではございましたが、先ほどの保守点検等の減額によりまして7万3,000円が減額となったところでございます。

9目通信施設管理費でございますが、高度情報ネットワーク事業といたしまして、南山城村と令和2年度末で終わりました精算が行われております。総額で453万8,846円を南山城村さんのほうに負担金として支出することになり、残りのものを減額したものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

6款商工費でございます。

商工振興費といたしまして18万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの緊急事態宣言、まん延防止対策等の措置期間中、時短要請をされた分につきまして京都府へ負担金として支払うものでございます。

観光費、観光事業といたしまして、委託料で300万円を減額しております。河川活用事業につきまして、本年度は委託事業といたしませんでしたので、その分を皆減といたしまして300万円の減額、また負担金といたしましては、新型コロナウイルス拡大のため事業中止となった分、灯ろう流し等で負担金の減額としております。

以上、関係するものについて説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします歳出予算につきまして御説明いたします。

14ページを御覧ください。

2款総務費、2項町税費、1目税務総務費、税務総務一般事務におきまして、役務費2,000円、負担金補助及び交付金170万1,000円を減額しております。役務費につきましては共同収納手数料の減額、負担金及び交付金につきましては京都地方税機構への支払い分でございます。

15ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして、委託料で44万8,000円を減額しております。戸籍システムの改修費等の確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきまして、人権擁護事業、旅費1万3,000円の減額、戦没者追悼事業、委託料におきまして14万3,000円の減額、繰出金事業としまして国民健康保険特別会計繰出金1万8,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。

3目国民年金事務費におきまして、7,000円、旅費を減額しております。

19ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、塵芥処理事業におきまして、負担金及び交付金3,000円を減額しております。大阪湾フェニックスへの負担金確定によるものです。

2目し尿処理費におきまして、合併浄化槽推進事業としまして、負担金補助及び交付金78万円を減額しております。単独浄化槽から合併浄化槽への撤去費用39万円の2基分の

減額です。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。保健福祉課が所管いたします歳出予算について御説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で福祉医療事業といたしまして、障害児者医療費助成事業で50万円減額しております。また、障害者自立支援給付事業といたしまして、673万1,000円減額しております。いずれも今年度の支出見込みによります減額となっております。

17ページを御覧ください。

4目老人福祉費では、高齢者福祉事業といたしまして105万円減額しております。介護者激励金支給事業で18万円、外出支援サービス事業で50万円、敬老会事業で13万円、老人手当支給事業で24万円をそれぞれ減額しております。事業完了、また支出見込額による減額となっております。繰出金事業につきましては、介護保険特別会計繰出金、また後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして19万5,000円を計上しております。福祉医療事業の老人医療助成事業につきましては、支出見込額によりまして100万円を減額しております。

5目老人福祉施設費につきましては、老人福祉施設運営事業といたしまして、居宅介護支援事業所の運営事業で、報酬で35万円の減額等となっております。

19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、妊産婦事業といたしまして、令和2年度の補助金が確定いたしましたので、それに伴います返還金といたしまして10万8,000円を計上しておるところでございます。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、建設産業課が所管いたします歳出について御説明をさせていただきます。

予算書19ページをよろしく御願いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費で123万3,000円を減額計上させて

いただいております。これにつきましては、簡易水道特別会計で、12月補正で73万3,000円を減額させていただいておりますが、それと併せて123万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費でございます。1目農業委員会費で10万円の減額をさせていただいております。これにつきましては、事業中止等に伴い10万円の減額とさせていただいております。

それから、20ページ下段から21ページでございます。よろしくお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費でございます。負担金及び交付金で200万円計上させていただいております。内容につきましては、京都府が実施ののり面対策事業に係る市町村負担金でございます。

以上で、建設産業課が所管いたします内容について説明を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 人権啓発課が所管します歳出について説明をいたします。

16ページを御覧ください。

下段より、3款民生費、社会福祉費、社会福祉施設費では、総額で143万2,000円の減額補正でございます。

内容としましては、予算書右側下段、隣保館運営事業56万円の減額のうち、同じく隣保館運営事業の報酬で27万2,000円の減額でございます。内容につきましては、隣保館運営事業に係る会計年度任用職員の雇用時間の変更による不用額の減額でございます。次の職員手当につきましても、4万4,000円の減額でございます。報酬と同様の内容によるものでございます。

次に、同じく隣保館運営事業、需用費で10万円の減額補正でございます。内容につきましては、電気代の減額でございます。緊急事態宣言発令等で笠置会館の利用が減少したことなどによるものと思われま。

次に、隣保館デイサービス事業、報酬で5万2,000円の減額補正でございます。内容につきましては、デイサービス事業に係る会計年度任用職員の報酬の減額でございます。当初の積算日数との調整による不用額の減額でございます。次の職員手当につきましても、1万2,000円の減額でございます。報酬と同様の内容によるものでございます。

次に、地域交流促進事業、報償費で3万円の減額補正でございます。内容につきましては、緊急事態宣言発令による生け花教室実施回数の減少によるもので、講師謝金の減額ござい

ます。

17ページを御覧ください。

同じく地域交流促進事業で、右上段より原材料費で5万円の減額でございます。これも報償費と同様に、生け花教室実施回数の減少に伴う材料費の減額でございます。

次に、地域交流活性化支援事業より、地域交流事業報償費で5万円の減額でございます。内容につきましては、生け花教室同様に、緊急事態宣言発令に伴う陶芸教室の実施回数の減少による講師謝金の減額でございます。

次に、課題対応型支援事業、報酬で9万4,000円の減額でございます。内容につきましては、緊急事態宣言発令に伴う、給食サービス実施回数の減少による調理員の報酬の減額でございます。

次の報償費では8,000円の減額ございまして、報酬と同じ内容による、給食サービスに係る栄養士謝礼金の減額でございます。

次に、需用費で8万9,000円の減額でございます。内容につきましては、給食サービス実施回数の減少による食材費の減額でございます。

最後に、笠置会館管理事業、旅費で4万円の減額でございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策により、各種研修会や会議等が中止もしくはオンライン開催とされたための普通旅費の減額でございます。

次の負担金補助及び交付金で63万円の減額補正につきましても、新型コロナウイルス感染予防対策等により、各種研究集会が中止もしくはオンライン開催に変更されたことに伴う参加負担金の減額や、解放文化祭の中止に伴う補助金等の減額でございます。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、この補正予算は、令和3年度の最終補正の予算だと思うんですが、令和2年度の決算のときもかなり不用額が出て、最終補正で不用額が出ないようにするというような答弁がされたと思うんですが、これはもうそうしたら、今度、令和3年度はもう多額の不用額が発生しないということの理解でいいのか。

それと、4ページの繰越明許費なんですけど、11事業7,257万円を繰り越すということになっておりますが、この繰り越すということが習慣的になっていないのかも疑問に思っております。各事業がいつ議決になって、それぞれの繰り越す理由はどのようになっている

のか。また、ここに舗装の修繕計画とかいろいろ書いておりますが、そういった計画との整合性はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の不用額ですけれども、今回の第9号の補正予算に関しましては、各課に対しまして、事業確定等、確定見込み等による減額等、しっかりと見直すようにと、執行状況の確認もしていただきながら減額してもらったというところがございます。多額の不用額は出ないものと思っております。

それから、第2表の繰越明許費でございますが、まず、こちらのほうで、私のほうで所管しておりますものについてお答えさせていただきます。

電算システムの管理事業といたしましては、これはシステムの負担に係るものでございますが、こちらのほうは税住民課のシステムの改修になるもので、負担金といたしまして、繰り越してということで連絡、通知があったものでございます。

循環バスの購入につきましては、2月の臨時議会において計上させていただきましたが、バスの購入に当たりましては早期に取り組むということで準備をしておりますが、なかなか部品等のこともございまして、この時期、3月までに納入が見込めないということもございましたので、新年度に繰り越すものといたしました。

ほか、分かる範囲といたしましては、コロナウイルス関係の臨時交付金等の事業につきましては、ワクチン接種等を繰り越したりしたものでございます。

工事関係につきましては担当課のほうで答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度、第2表で上げさせていただいております、繰越明許に係る建設産業課の事業の内容でございます。本来ですと、議員おっしゃるように年度内で事業を施行という、完了というのが望ましいわけでございますけれども、今回、6つの事業につきまして、令和4年度への繰越しをさせていただきたいということで上げさせていただいております。

まず、舗装修繕計画に基づく笠置切山線の事業でございますけれども、これにつきましては、事業実施に伴っての通行止めによる迂回路及び夜間工事等を回避するための設計内容の精査に要したためでございます。

また、のり面修繕計画につきましては、事業実施、施工方法等の検討に時間を要したため、ここに上げさせていただいておるものでございます。

また、笠置有市線の東畷地内の改良事業については、当初予定していた製品による施工方法では民地側に支障を生じることが分かりましたので、設計内容を精査して、安全性及び支障が生じないように配慮するためにちょっと時間を要したというものでございます。

笠置山線改良事業につきましては、照明器具の納品がやはり遅く、3月内には無理だという事で、早期に納品できるもの等の判断に時間を要したものでございます。

また、町営住宅に係りますものにつきましては、居住した状態での施工となるため、居住者との調整に時間を要したということで、今回、繰越明許事業ということで上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

本当にこの繰越しの事業が習慣的になっているような気がしてならないんです。予算が可決されたらすぐにでも実行していただくようなことをしていただかないと困りますし、この墓地の管理事業についても住民の方もかなり期待されたと思うんですけども、そのあたりのまた説明をちゃんとしておいていただきたいと思います。もともとそういう設計なり計画をちゃんとしておけばちゃんとできるものなのかなと思いますので、その点もよろしくお願いたします。

それと13ページの総務費の財産管理費の庁舎等管理事業の工事請負費なんですが、第二庁舎の改修ということで、今からこの工事請負費はちゃんと完了できるのかというのがあります。

それと庁舎の関係で、耐震改修工事が2,655万4,000円を増額されたにもかかわらず、まだ天井にしみがいっぱいありますよね。この部分についてはもうこの工事費には全く関係ないものなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第二庁舎の空調のほうの工事請負費ですけども、2月の臨時議会の終了後に発覚したものでございまして、修理対応だと思っておりましたが、なかなか、もうものも古いもので修理がかなわないということもございました。部品がないということもありましたので、

早急に見積書を取ったところでございます。確認していただいた機器につきましては、とりあえず年度内施工可能やというものでございましたので、今回に上げさせていただきました。可決いただきました後、早急に見積書等提出を再度いただきまして実施したいと思っております。とりあえず今のところ、工事につきましては3月末までに実施可能ということで聞いております。

それから、庁舎の改修工事につきましては、まだ、おっしゃっていただきましたように、天井のしみであったりとか、全部、全改修というところには至りませんでした。経費のこともございました。また、耐震というところに交付金なりをもらっていたところもございました。もう少し細かいところまでと思いましたが、なかなかそこまでいかなかったところです。今回、ついでにというわけにはなかなかいきませんでしたので、まだまだ御不便をおかけして、整備する必要があったところも、御指摘されるところもあるかとは思いますが、そういう経費の費用的なこともございましたので、御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 庁舎の天井のしみなんですけれども、耐震工事のときに同じくやっていたら経費が安く済むと思うんです。また、住民の方が庁舎のほうに来られたら、耐震の工事が終わっているのにまだこんなしみがあるのかということで、またいろんな御意見が出てくるかと思しますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この第二庁舎の改修は工事請負費で計上されているわけですね。そうしたら、入札というような作業が発生すると思うんですけれども、そういうのはもうしないでその会社にお願ひするということになるんでしょうかね。

そのあたりの答弁と、それと、土木費の20ページの道路維持費の急傾斜地の崩壊対策事業の負担金ですが、今支払うということになるんですかね。これは今の時期ではいけないということなんですか、お尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

第二庁舎の空調に関しましては、修繕という形で一旦入っていただいておりますので、入札という形ではなくてそこにお願ひするということになります。ということで、3月末までに完了が可能というふうになっております。

庁舎の耐震改修、ほかの部分につきましては、御指摘いただきました、またちょっと今後、

ほかの部分もありますので、何か対応できるものがあればと、ちょっと検討させていただきます。すぐというわけにはいきませんが、きれいなままの状態を使うということもありますので、そこらと併せまして整備したいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。負担金につきましては、事業費に対する負担率になっておりまして、今年度中にお支払いをするということになっております。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第16号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第18、議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億798万8,000円に歳入歳出それぞれ3,542万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,341万6,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、府支出金、府補助金、2,061万円、繰越金1,342万

3,000円、歳出では、保険給付費、療養給付費で500万円、基金積立金3,000万円を計上しております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明させていただきます。

歳入、7ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税133万4,000円、こちらは現在の調定額との差額分を計上しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金4万3,000円、こちらはコロナ減免の対象分として計上しております。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金2,061万円を計上しております。今回の歳出で計上しております保険給付費、療養諸費等の財源充当分561万円と特別交付金1,500万円です。

6款繰入金1万8,000円を計上しております。

7款繰越金1,342万3,000円を計上させていただいております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1万8,000円、旅費の減額と未就学児に係る均等割減額に係るシステム改修を計上しております。

2款保険給付費、1項療養諸費及び2款高額療養費で500万円と61万円をそれぞれ計上しております。今までの支出総額から見込額をそれぞれ算出し、不足額を計上しております。

5款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生普及費20万円、こちらにつきましては、人間ドックの支出見込みによる減額です。

5款基金積立金につきまして3,000万円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ3,542万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,341万6,000円としております。

これで説明を終わります。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

1点、参与、会計のほうでかなりお詳しいですので、お聞きしたいと思います。

7款の繰越金、前年度繰越金なんですが、これは一般会計のほうは決算によりまして確定した額を計上されておるんですが、特別会計の場合は、その確定した額を計上されていないというようなことがあります。確定したのであれば予算のほうに計上したらいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうなのでしょう、お聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。由本議員のただいまの御質問にお答えいたします。

本来、決算に応じて繰越金は確定した数字があります。その分については一般会計へ推移して計上しました。特別会計につきましては、歳入歳出の今の予算の作成の折に調整して繰越金を計上しておると思います。別に全て計上するということは法には決まっていませんし、そうあるべきやと思います。ただ、歳入歳出の予算作成時に財源調整をして、議員も御存じのように、そういう形もあり得るということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今回、国保会計ですが、決算では7,847万6,628円という前年度の繰越金ができるというようなことで出ているかと思うんですが、今回、2,182万8,000円ということで、5,664万8,000円もの額があるわけですね。これをやっぱり有効に使うべきだと思うんですが、これをどのように使われるのかお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

5,468万円ほどの繰越金がありますが、こちらは積立金で対応を考えております。保険税が今、令和3年度は増額ということはさせていただいてはおりませんが、京都府の平均に比べて笠置町の保険税は、かなり1人当たりの保険税が安い状態になっております。今後、京都府におきまして保険税の統一化になったときにより大幅な増額が予想されるために、基金に充て、そこから急激な増額にならないように充てていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

積立金に充てるということなんですが、今回、積立金で3,000万円を計上されていると思うんです。ですから、積立金に充てるのであれば、その8,600万円余りの額が計上

できるかと思うんですけども、どうなのでしょう。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

8, 600万円を積立金で積み立てることは可能ではありますが、現在、医療費におきまして歳出の増額も今回お願いしておりますとおり、医療費が大幅に増えております。医療費が増えた分は交付金として後で入ってはきますが、今回、4月、5月までの支払いにおいて不足が生じた場合のことを思い、今回の積立ては3, 000万ということでさせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第17号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第19、議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額7, 270万5, 000円に歳入歳出それぞれ1, 258万3, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6, 012万2, 000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では、企業債や国庫支出金の減額に伴い繰越金等を充当しています。歳出では、一般管理費での人件費の減額や簡易水道施設費での委託料の減額を計上したものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） それでは、議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件について説明をさせていただきます。

まず最初に、4ページをよろしくお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。

当初、公営企業法適用化事業につきましては、債務負担行為ということで期間を令和4年から令和5年までとし、限度額を1,716万円としておりましたが、期間を令和3年度から令和5年度とし、限度額を2,530万円と再設定するものでございます。

なお、限度額につきましては、この後説明させていただきます、令和3年度予算で計上させていただいております固定資産台帳整備分814万円を加えた金額となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表で地方債の補正をさせていただいております。

補正前では、過疎対策事業債として947万2,000円、それから公営企業会計適用債で407万円を計上させていただいておりますが、この後説明させていただきますけれども、固定資産台帳につきましては、整備につきましては減額を、それから水道施設台帳整備につきましては、入札減等におきまして減額等変更が生じたので、補正後といたしましては、過疎対策事業債として160万円の限度額ということにさせていただいております。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

予算書の9ページのほうをよろしくお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金、人件費財源充当分を50万円減額させていただいております。

5款繰越金、1項繰越金で61万5,000円を計上させていただいております。これにつきましては、歳入の減額に伴う財源不足分を繰越金で計上させていただいております。

7款企業債、1項企業債でございます。まず過疎対策事業債でございますが、先ほども説明させていただきましたとおり、和東町、南山城村と連携してやっております水道施設台帳につきましては、入札執行による減額が生じました。これに伴っての380万2,000円の

減額、また、同じく3町村連携で進めております固定資産台帳整備について、先ほど説明させていただいた債務負担行為の補正に伴い、過疎対策事業債分として407万円を減額させていただいております。また、固定資産台帳整備につきましては、公営企業適用債のほうでも407万円の減額をさせていただいております。

次に、8款国庫支出金、1項国庫補助金でございます。衛生費国庫補助金として75万6,000円の減額をさせていただいております。これにつきましては、水道施設台帳の入札執行に伴う減額として計上させていただいております。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

10ページをよろしくお願いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。職員人件費ということで50万円を減額させていただいております。

次、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費でございます。委託料として1,208万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、3町村で進めております固定資産台帳についての債務負担行為の補正に伴っての814万円の減額と、また、水道施設台帳の入札執行減での394万3,000円、合わせた金額を減額として計上させていただいております。

これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この会計においても繰越金なのですが、決算額から見ますと295万2,000円が、前年度からの繰越金があるということでございますが、257万4,000円ということで、37万8,000円ほど財源が留保されているということでございます。簡水会計につきましては、一般会計からの基準外の繰入れがあるというようなこともあると思うんですけども、そのあたり、繰越金を、決算額から出ているその295万2,000円を計上して、繰入金を減らすような補正を組めなかったのか。また、以前から指摘をしております、基金の繰入金のほうにも積み立てるような予算書はつくれなかったのかというあたりをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。簡易水道特別会計におきましては、決算の剰余の2分の1につきましては、簡易水道特別会計の財政調整基金

のほうに積立てをさせていただいております。また、その残りの繰越金については、財源不足といたしますか、予算執行に、事業実施に伴っての財源充当というような形で活用させていただいているところがございます。今回について、議員御指摘のとおり、全額計上になっていないということがございますので、そのことについては今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第20、議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ354万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,693万7,000円とするものです。

主な提案内容は、支出見込みによります保険給付費の増額と介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。

歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対します法定の公費負担分となっておりますので、細かな部分の説明は省略させていただきます。

1款保険料、1項介護保険料で50万4,000円計上しております。最新の調定額の差額分を計上させていただいております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金で8,000円、2項国庫補助金で3万6,000円の減額をさせていただいております。いずれも国の負担分となっております。

4款支払基金交付金では、2号被保険者分の負担分といたしまして19万1,000円を計上しております。

5款府支出金、1項府負担金で17万1,000円、2項府補助金で3万4,000円の減額をしております。府の負担分となっております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、4万8,000円を計上しております。それぞれの町の負担分となっております。

7款繰入金では989万8,000円の減、8款繰越金では1,258万9,000円を増額しているところでございます。

続きまして、10ページの歳出の御説明をさせていただきます。

1款総務費につきましては、国保連合会への手数料といたしまして1万3,000円を計上しております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、168万5,000円を計上しております。今年度の支出見込額により増額でございます。1目居宅介護サービス給付費につきましては180万円の減額、3目施設介護サービス給付費では271万9,000円を増額しているところでございます。

次に、4項高額介護サービス等諸費、11ページでございます。6項特定入所者介護サービス等費につきましては、それぞれ支出見込額に基づきまして、高額介護サービス等費では38万4,000円の増額、特定入所者介護サービス等費につきましては151万2,000円の減額となっております。

3款地域支援事業費につきましては、2項一般介護予防事業におきまして、住民主体の通いの場事業の補助金に係る費用といたしまして、支出見込みにより89万8,000円

の減額となっております。

次に、最後、7款基金積立金につきましては、399万8,000円を増額いたしまして、今年度で400万円の基金積立てを予定しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和3年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） 日程第21、議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ14万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,716万6,000円とするものです。

主な提案内容は、保健事業費の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

予算書の7ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金といたしまして、保健事業の財源といたしまして14万7,000円を計上させていただいております。

次、8ページ、歳出でございます。

4款保健事業費、1項保健事業費で、長寿健康増進事業の今年度の支出見込額に基づきまして14万7,000円を計上させていただいているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月23日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後0時04分